

特記仕様書

- 1 件 名 : 産業廃棄物処理処分役務（木くず等）
 2 履行場所 : 契約相手方処理施設
 3 概 要 : 本役務は、航空自衛隊松島基地で発生した産業廃棄物の処理処分を実施するものである。

4 一般共通事項

(1) 仕様書

本役務は、本仕様書に記載してある事項のほか、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の定める最新の関係法令に従い遺漏なく実施するものとする。ただし、本役務に関係なき事項については適用しない。また、これらに明記なき事項については、監督官の指示に従い実施するものとする。

(2) 疑義

仕様書に定められた内容に疑義が生じた場合、監督官と協議のうえ実施するものとする。

(3) 現場管理

ア 安全管理

- (ア) 履行中は、常に安全確保に留意し現場管理を行い災害及び事故防止に努める。
 (イ) 現場の安全衛生は、現場代理人が責任者となり労働安全衛生法その他関係法令に従ってこれを行う。

イ 災害時の対処

災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに二次災害の防止に努め、その経緯を監督官に報告する。

ウ 写真

本役務で撮影した写真データは、アルバムに整理し、ＣＤ－Ｒに記録後、事前にウィルススキャンを実施したものを提出するものとし、その後請負者は、写真データを削除するものとする。

エ 設計図書等の管理

- (ア) 設計図書及び写真等を、本役務に使用する以外の目的で、第三者に使用させてはならない。また、その内容を漏洩してはならない。
 (イ) 請負者は、発注者から貸与された図面等を、履行完了後すべて監督官に返納するものとする。

(4) その他

緊急事態の発生に備え、予め「緊急連絡先一覧表」を作成し、監督官に提出するものとし、一部を保管しておくものとする。

5 役務に関する要求事項

- (1) 搬入された木くず、金属くずを処理施設で処分するものとし、種類等は下表のとおりとする。

産業廃棄物の種類	数量	単位	備考
木くず	285	m ³	松、イチヨウ、アカシア等
金属くず	1.14	m ³	グラスウール含有

- (2) 請負者は処分業許可証の写しを監督官に提出するものとする。

- (3) 搬入された産業廃棄物は、関係法令に基づき請負者の責任において適正に処理し、産業廃棄物管理票（Ｄ票及びＥ票）を監督官に提出するものとする。

履行完了後要返却 役務関係者以外不許複製

役務名称	産業廃棄物処理処分役務（木くず等）			図面番号	全1葉の内1
図面名称	特記仕様書			縮 尺	
施設隊長	総括班長	企画係長	小隊長	班 長	設 計
松島基地施設隊				令和4年12月14日	